

甲州市宅配ボックス購入費補助金交付要綱

令和4年3月29日

告示第62号

改正 令和7年3月31日 告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅配ボックスの普及を促進することにより、トラック等による再配達を減少させ、物流における温室効果ガスの削減を図ること及び非対面の受け取りによる感染症のリスク低減を図ることを目的に、宅配ボックスを設置する市民に対し、予算の範囲内で甲州市宅配ボックス購入費補助金（以下「補助金」という）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「宅配ボックス」とは、宅配物、郵便物等を受領するために個人が設置する収納容器で、収納した宅配物が外部から完全に見えない構造であり、かつ、固定するなど宅配物を安全に保管し、正当な受取人のみが受領できる機能を有しているものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、宅配ボックスの購入費（運搬費、設置費その他の宅配ボックス本体に係る購入経費以外の経費を除く。以下同じ。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第7条の規定による申請を行った日において甲州市の住民基本台帳に登録がされている者であること
- (2) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に市税の滞納がないこと
- (3) 宅配ボックスを補助対象者の住所と同一敷地内に設置した者であること
- (4) 宅配ボックスを設置する住所と同一の敷地内に居住していること、または居住する見込みであること

(補助の制限)

第5条 補助金は、同一の住所の敷地内の設置につき1台の宅配ボックスに限り交付するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、宅配ボックスの購入費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、1万5,000円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宅配ボックスを購入した日の属する年度の3月31日までに、宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宅配ボックスの購入費、購入日などがわかる書類の写し
- (2) 宅配ボックス設置前及び設置後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宅配ボックス購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産処分の制限)

第10条 補助対象者は、補助事業により取得した価格又は効用の増加した価格が単価5万円を超える機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、市長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」と

いう。)を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助対象者は、前項の承認を受けようとする場合は、甲州市宅配ボックス購入費補助金財産処分承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和4年3月29日甲州市告示第62号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日甲州市告示第16号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10条を第11条とし、第9条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第6条の規定は、この告示の施行の日以後に申請する甲州市宅配ボックス購入費補助金について適用し、同日前に申請した甲州市宅配ボックス購入費補助金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、この告示による改正前の甲州市宅配ボックス購入費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（宛先）甲州市長

申請者 住所
氏名

甲州市宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼請求書

甲州市宅配ボックス購入費補助金交付要綱に基づき、次のとおり申請します。
なお、この申請にあたり、私と同一世帯員の市税の納付状況を確認することについて同意します。

| | |
|------------|---|
| 補助金申請額の算出式 | 宅配ボックス購入費用 ① _____ 円（税込） |
| | ①の額×1/2=② _____ 円 (1,000円未満切捨て) |
| | ②の額が { 15,000円以上の場合は、15,000円 15,000円未満の場合は、②の額 |
| 補助金申請額 | _____ 円 |

※ ①の購入費用は、運搬費、設置費その他の宅配ボックス本体に係る購入経費以外の経費を除く。

補助金振込先

| 金融機関名 | 支店名 | 区分 | 口座番号 | 口座名義人 (申請者と同一のこと) |
|-------|-----|----------|------|----------------------|
| | | 普通 当座 | | カタカナ |

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市宅配ボックス購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、甲州市宅配ボックス購入費補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助金交付決定額 _____ 円

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者 住所
氏名

甲州市宅配ボックス購入費補助金財産処分承認申請書

甲州市宅配ボックス購入費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、甲州市宅配ボックス購入費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細

- 2 処分の内容

- 3 処分しようとする理由

- 4 その他必要な書類